

■ 原木栽培きのこの出荷・販売までの流れ ■

○きのこ原木を自伐する場合（以下の1-(1) か1-(2) のいずれかの検査を必ず実施する。）

1-(1). 伐採前のきのこ原木の検査（伐採を予定している森林より立木3本）



50Bq/kg 超過

伐採しない。

1-(2). 伐採後のきのこ原木の検査（同一産地・保管先ごとに原木3本）



50Bq/kg 超過

植菌しない。

50Bq/kg 以下

○きのこ原木を購入する場合 ※原木を購入する際は販売者より放射性物質検査の結果の写しを必ずもらってください。

2. ほだ木の検査：きのこ発生1ヶ月前までに検査（ロット毎にほだ木3本）



50Bq/kg 超過

発生させない。

50Bq/kg 以下

3. きのこの検査：発生初期のきのこを出荷・販売前に検査（ロット毎に1kg程度）



100Bq/kg 超過

出荷・販売
しない。

100Bq/kg 以下

出荷・販売

■ 菌床栽培きのこの出荷・販売までの流れ ■

1. 培地基材（おが粉等）の放射性物質濃度の検査



※おが粉を購入する際は販売者より放射性物質検査の結果の写しを必ずもらってください。

2. 菌床用培地・菌床の検査（年1回）



200Bq/kg 以下



200Bq/kg 超過

植菌しない。

3. きのこの検査：発生初期のきのこを出荷・販売前に検査（ロット毎に1kg程度）



100Bq/kg 以下



100Bq/kg 超過

出荷・販売しない。

出荷・販売

（問い合わせ先）
福島県相双農林事務所 森林林業部 林業課

電話番号：0244-26-4305
F A X：0244-26-1216